

議案第47号

平成28年度秋田県教育委員会定期人事異動方針（案）について

平成28年度秋田県教育委員会定期人事異動方針を別紙のとおり決定する。

平成27年10月29日提出

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

理 由

平成28年度秋田県教育委員会定期人事異動を実施するに当たり、異動方針を決定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

平成28年度秋田県教育委員会定期人事異動方針（案）

平成27年 月 日
秋田県教育委員会

平成28年度定期人事異動については、「第2期あきたの教育振興に関する基本計画」のもと、様々な教育課題等に的確に対応しながら力強い教育活動を推進するとともに、教育行政の効率的な運営を確保するため、次の方針により行うものとする。

1 基本方針

(1) 学校に勤務する教職員（事務職員を除く。）

① 積極的な人事交流

学校経営の活性化、教職員の資質の向上及び適正配置を図るため、広域にわたる人事交流、他校種及び他機関との間の人事交流を積極的に行う。

② 管理職等の適正配置

学校を取り巻く様々な教育課題に適切に対応し、組織としての教育力を高める観点から、管理職及び中堅教職員の適正配置を図る。

③ 職員構成の充実・均衡

学校間・地域間における教職員構成の充実・均衡を図る。

④ 家庭生活との両立支援

育児・介護等に取り組みやすいよう人事配置に配慮する。

※ なお、小中学校教職員の人事異動に当たっては、市町村教育委員会の主体性を重視するとともに連携を図る。

- ・ 地方分権の趣旨を踏まえ、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じた柔軟な学級編制を行う。
- ・ 市町村教育委員会がより一層責任を持って特色ある学校づくりを推進できるよう、その主体性を発揮できる環境整備に努める。

(2) 教育庁及び学校以外の教育機関（以下「教育庁等」という。）に勤務する職員並びに学校に勤務する事務職員

① 適正な人員配置

各所属の業務内容、業務量及び班体制等を精査し、事務・事業を着実かつ効率的に実施するための人員配置を行う。

② 適材適所の配置

職員の士気を高め、組織に活力を与えるため、年齢や性別にとらわれず、意欲ある有能な人材を積極的に登用する。また、本人の希望やキャリア形成に配慮しつつ、適材適所の人事配置を行う。

③ 積極的な人事交流

行政に対する様々なニーズを把握し、幅広い視野で仕事に取り組める人材を育成するため、交流人事を積極的に行う。

④ 家庭生活との両立支援

育児・介護等に取り組みやすいよう人事配置に配慮する。

2 実施方針

(1) 学校に勤務する教職員（事務職員を除く。）

- ① 同一校に長年勤務した者及び同一地域に相当年数勤務した者は、異動の対象とする。ただし、異動の対象となっていない者であっても、職務上の必要性等を考慮し、異動の対象とする場合がある。
- ② 教職員の配置に当たっては、学校間・地域間の教職員構成のバランスを考慮し広域交流を行う。特に管理職については、その職責に鑑み、全県的視野に立った広域交流を行う。
- ③ 3校種（小中高）教諭を含め、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における校種間の交流を行う。
- ④ 他道県や秋田大学教育文化学部附属学校等との間で、引き続き教員の交流を行うとともに、知事部局との間においても交流を行う。
- ⑤ 天災等の緊急時に対応できるよう教職員の配置に配慮する。
- ⑥ へき地校、小規模校等における教職員配置の適正化を図る。
- ⑦ 管理職等の採用及び昇任に当たっては、各学校において特色ある教育活動が十分に展開されるよう配慮する。
- ⑧ 新規採用者については、初任者研修の実施、教職員の構成等を考慮し、配置する。
- ⑨ 性別にかかわらず、教職員の育児・介護等の状況に配慮した人事配置を行う。

※ なお、小中学校教職員の人事異動に当たっては、市町村教育委員会と連携し、次の点に留意して進める。

- ・ 加配定数の一部を各市町村教育委員会に枠内示し、その活用も含め、市町村教育委員会の基本構想に基づき協議を行う。
- ・ 同一市町村内の転任については、市町村教育委員会が自らの人事異動構想に基づき主体的に取り組むことができるようにする。
- ・ 異なる市町村への転任については、県教育委員会の人事異動構想に基づき、各市町村教育委員会の意向を踏まえて取り組む。

(2) 教育庁等に勤務する職員及び学校に勤務する事務職員

- ① 同一の課所・学校に一定年数勤務する者は、異動の対象とする。ただし、異動の対象となっていない者であっても、職務上の必要性等を考慮し、異動の対象とする場合がある。
- ② 教育庁等、県立学校、市町村立小中学校及び知事部局等の間において交流人事を行い、特に未経験の分野を中心に幅広い職務を経験させる。
- ③ 性別にかかわらず、職員の育児・介護等の状況に配慮した人事配置を行う。

| 平成 2 8 年度 人事異動方針 (案) | 平成 2 7 年度 人事異動方針 |
|--|--|
| <p>平成 2 8 年度定期人事異動については、「第 2 期あきたの教育振興に関する基本計画」のもと、様々な教育課題等に的確に対応しながら力強い教育活動を推進するとともに、教育行政の効率的な運営を確保するため、次の方針により行うものとする。</p> | <p>平成 2 7 年度定期人事異動については、「_____ あきたの教育振興に関する基本計画」のもと、様々な教育課題等に的確に対応しながら力強い教育活動を推進するとともに、教育行政の効率的な運営を確保するため、次の方針により行うものとする。</p> |
| <p>1 基本方針</p> <p>(1) 学校に勤務する教職員（事務職員を除く。）</p> <p>① 積極的な人事交流 学校経営の活性化、教職員の資質の向上及び適正配置を図るため、広域にわたる人事交流、他校種及び他機関との間の人事交流を積極的に行う。</p> <p>② 管理職等の適正配置 学校を取り巻く様々な教育課題に適切に対応し、組織としての教育力を高める観点から、管理職及び中堅教職員の適正配置を図る。</p> <p>③ 職員構成の充実・均衡 学校間・地域間における教職員構成の充実・均衡を図る。</p> <p>④ 家庭生活_____との両立支援 育児・介護_____に取り組みやすいよう人事配置に配慮する。</p> <p>※ なお、小中学校教職員の人事異動に当たっては、市町村教育委員会の主体性を重視するとともに連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方分権の趣旨を踏まえ、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じた柔軟な学級編制を行う。 ・ 市町村教育委員会がより一層責任を持って特色ある学校づくりを推進できるよう、その主体性を発揮できる環境整備に努める。 <p>(2) 教育庁及び学校以外の教育機関（以下「教育庁等」という。）に勤務する職員並びに学校に勤務する事務職員</p> <p>① 適正な人員配置 各所属の業務内容、業務量及び班体制等を精査し、事務・事業を着実かつ効率的に実施するための人員配置を行う。</p> <p>② 適材適所の配置 職員の士気を高め、組織に活力を与えるため、年齢や性別にとらわれず、意欲ある有能な人材を積極的に登用する。また、本人の希望やキャリア形成に配慮しつつ、適材適所の人事配置を行う。</p> <p>③ 積極的な人事交流 行政に対する様々なニーズを把握し、幅広い視野で仕事に取り組める人材を育成するため、交流人事を積極的に行う。</p> <p>④ 家庭生活_____との両立支援 育児・介護_____に取り組みやすいよう人事配置に配慮する。</p> | <p>1 基本方針</p> <p>(1) 学校に勤務する教職員（事務職員を除く。）</p> <p>① 積極的な人事交流 学校経営の活性化、教職員の資質の向上及び適正配置を図るため、広域にわたる人事交流、他校種及び他機関との間の人事交流を積極的に行う。</p> <p>② 管理職等の適正配置 学校を取り巻く様々な教育課題に適切に対応し、組織としての教育力を高める観点から、管理職及び中堅教職員の適正配置を図る。</p> <p>③ 職員構成の充実・均衡 学校間・地域間における教職員構成の充実・均衡を図る。</p> <p>④ 子育てや介護との両立支援 性別にかかわらず育児・介護_____に取り組みやすいよう人事配置に配慮する。</p> <p>※ なお、小中学校教職員の人事異動に当たっては、市町村教育委員会の主体性を重視するとともに連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方分権の趣旨を踏まえ、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じた柔軟な学級編制を行う。 ・ 市町村教育委員会がより一層責任を持って特色ある学校づくりを推進できるよう、その主体性を発揮できる環境整備に努める。 <p>(2) 教育庁及び学校以外の教育機関（以下「教育庁等」という。）に勤務する職員並びに学校に勤務する事務職員</p> <p>① 適正な人員配置 各所属の業務内容、業務量及び班体制等を精査し、事務・事業を着実かつ効率的に実施するための人員配置を行う。</p> <p>② 適材適所の配置 職員の士気を高め、組織に活力を与えるため、年齢や性別にとらわれず、意欲ある有能な人材を積極的に登用する。また、本人の希望やキャリア形成に配慮しつつ、適材適所の人事配置を行う。</p> <p>③ 積極的な人事交流 行政に対する様々なニーズを把握し、幅広い視野で仕事に取り組める人材を育成するため、交流人事を積極的に行う。</p> <p>④ 子育てや介護との両立支援 性別にかかわらず育児・介護_____に取り組みやすいよう人事配置に配慮する。</p> |

2 実施方針

(1) 学校に勤務する教職員（事務職員を除く。）

- ① 同一校に長年勤務した者及び同一地域に相当年数勤務した者は、異動の対象とする。ただし、異動の対象となっていない者であっても、職務上の必要性等を考慮し、異動の対象とする場合がある。
- ② 教職員の配置に当たっては、学校間・地域間の教職員構成のバランスを考慮し広域交流を行う。特に管理職については、その職責に鑑み、全県的視野に立った広域交流を行う。
- ③ 3校種（小中高）教諭を含め、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における校種間の交流を行う。
- ④ 他道県や秋田大学教育文化学部附属学校等との間で、引き続き教員の交流を行うとともに、知事部局との間においても交流を行う。
- ⑤ 天災等の緊急時に対応できるよう教職員の配置に配慮する。
- ⑥ へき地校、小規模校等における教職員配置の適正化を図る。
- ⑦ 管理職等の採用及び昇任に当たっては、各学校において特色ある教育活動が十分に展開されるよう配慮する。
- ⑧ 新規採用者については、初任者研修の実施、教職員の構成等を考慮し、配置する。
- ⑨ 性別にかかわらず、教職員の育児・介護等の状況に配慮した人事配置を行う。

※ なお、小中学校教職員の人事異動に当たっては、市町村教育委員会と連携し、次の点に留意して進める。

- ・ 加配定数の一部を各市町村教育委員会に枠内示し、その活用も含め、市町村教育委員会の基本構想に基づき協議を行う。
- ・ 同一市町村内の転任については、市町村教育委員会が自らの人事異動構想に基づき主体的に取り組むことができるようにする。
- ・ 異なる市町村への転任については、県教育委員会の人事異動構想に基づき、各市町村教育委員会の意向を踏まえて取り組む。

(2) 教育庁等に勤務する職員及び学校に勤務する事務職員

- ① 同一の課所・学校に一定年数勤務する者は、異動の対象とする。ただし、異動の対象となっていない者であっても、職務上の必要性等を考慮し、異動の対象とする場合がある。
- ② 教育庁等、県立学校、市町村立小中学校及び知事部局等の間において交流人事を行い、特に未経験の分野を中心に幅広い職務を経験させる。
- ③ 性別にかかわらず、職員の育児・介護等の状況に配慮した人事配置を行う。

2 実施方針

(1) 学校に勤務する教職員（事務職員を除く。）

- ① 同一校に長年勤務した者及び同一地域に相当年数勤務した者は、異動の対象とする。ただし、異動の対象となっていない者であっても、職務上の必要性等を考慮し、異動の対象とする場合がある。
- ② 教職員の配置に当たっては、学校間・地域間の教職員構成のバランスを考慮し広域交流を行う。特に管理職については、その職責に鑑み、全県的視野に立った広域交流を行う。
- ③ 3校種（小中高）教諭を含め、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における校種間の交流を行う。
- ④ 他道県や秋田大学教育文化学部附属学校等との間で、引き続き教員の交流を行うとともに、知事部局との間においても交流を行う。
- ⑤ 天災等の緊急時に対応できるよう教職員の配置に配慮する。
- ⑥ へき地校、小規模校等における教職員配置の適正化を図る。
- ⑦ 管理職等の採用及び昇任に当たっては、各学校において特色ある教育活動が十分に展開されるよう配慮する。
- ⑧ 新規採用者については、初任者研修の実施、教職員の構成等を考慮し、配置する。

※ なお、小中学校教職員の人事異動に当たっては、市町村教育委員会と連携し、次の点に留意して進める。

- ・ 加配定数の一部を各市町村教育委員会に枠内示し、その活用も含め、市町村教育委員会の基本構想に基づき協議を行う。
- ・ 同一市町村内の転任については、市町村教育委員会が自らの人事異動構想に基づき主体的に取り組むことができるようにする。
- ・ 異なる市町村への転任については、県教育委員会の人事異動構想に基づき、各市町村教育委員会の意向を踏まえて取り組む。

(2) 教育庁等に勤務する職員及び学校に勤務する事務職員

- ① 同一の課所・学校に一定年数勤務する者は、異動の対象とする。ただし、異動の対象となっていない者であっても、職務上の必要性等を考慮し、異動の対象とする場合がある。
- ② 教育庁等、県立学校、市町村立小中学校及び知事部局等の間において交流人事を行い、特に未経験の分野を中心に幅広い職務を経験させる。